

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(告 示)

○道路に関する件

(東北地方整備局六七)

○危険物を積載する車両の水底トンネルに類するトンネルの通行を禁止又は制限する件(関東地方整備局九一)

○道路に関する件

(中部地方整備局五五〇六〇)

○道路に関する件

(近畿地方整備局七二)

○道路に関する件

(中国地方整備局五八)

(官庁報告)

国家試験

税理士試験合格者公告(国税審議会)
海事代理士試験合格者(国土交通省)

(公 告)

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第二号イに定める道路の指定・第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法、外国人技能実習機構平成三十事業年度財務諸表、令和元年度浄化槽管理士試験合格者、企業年金基金解散・清算人就任関係

地方公共団体

行旅死亡人、農業協同組合法第六十条の二の届出関係

会社その他

会社決算公告

告 示

○東北地方整備局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和元年十二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長 佐藤 克英

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 四十五号
- (三) 道路の区域

区 間

変更前

後別

敷地の幅員

延長

岩手県下閉伊郡田野畑村菅窪一五一番四二から同村菅窪一五一番四三まで

後 前

二一・一〇五 五二・四七

三五・九八五 一六三・七三

○関東地方整備局告示第九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十六条第三項並びに道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第十九条の十二及び第十九条の十三の規定に基づき、下記のとおり、危険物を積載する車両の水底トンネルの通行を禁止し、又は制限するので、道路法施行令第十九条の十五及び道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)第四条の十の規定により告示する。

関東地方整備局長 石原 康弘

記

名 称	一般国道路線名	備 考	所
国道357号東京港トンネル	357号		東京都品川区東八潮から同区八潮2丁目まで
国道357号空港北トンネル	357号		東京都大田区京浜島2丁目から同区羽田空港3丁目まで

- Ⅰ 危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限する水底トンネルの名称及び箇所
- Ⅱ 通行を禁止する危険物積載車両
- Ⅲ 別表第1に掲げる危険物を積載する車両
- Ⅳ 別表第2に掲げる危険物を積載する車両で、同表に掲げる車両の種類、積載する危険物の容器包装、積載数量及び積載方法に関する要件を満たしたもの

【災害時の特例】

原則として災害対策基本法に基づき緊急災害対策本部または非常災害対策本部が設置されている場合に、被災した地方公共団体等からの災害応急対策に必要な燃料の供給要請に基づき道路管理者が特に通行を認めた場合は、水底トンネル又はこれに類するトンネルを通行しようとする車両(別表第2中「第四類・引火性液体」を積載する移動タンク貯蔵所(タンクローリー)に限る。)のうち、当該水底トンネル若しくはこれに類するトンネルの構造を保全し、又は水底トンネル若しくはこれに類するトンネルにおける交通の危険を防止するため、誘導車を当該車両の前後に配置するなど当該車両の通行の安全を確保するために必要であると道路管理者が認める措置が講じられているものについては、別表第2にかかわらず、通行することができることとする。

- IV その他
- この告示に係る通行の禁止又は制限は、令和元年12月14日から施行する。
 - 平成13年11月30日付け関東地方整備局告示第345号、平成28年3月25日付け関東地方整備局告示第81号、平成28年3月25日付け関東地方整備局告示第82号および令和元年5月29日付け関東地方整備局告示第1号は、令和元年12月14日をもって廃止する。

別表第1 1 火薬類及び火薬類以外の爆発性物質

項目	品名	示名
火薬類以外の爆発性物質	ジエリジニトロフェノール	ニトロメタン その他これと同程度以上の爆発性を有するもの
	テトラセレン その他火薬類取締法に規定する起爆薬 四硝酸ペンタエリスリット ニトログリオール ニトログリセリン その他火薬類取締法に規定する爆発の用途に供せられる硝酸エステル煙火(がん具煙火を除く。)	

2 毒物・劇物及びその他の有毒性物質

項目	品名	示名
毒物	塩化シアンゲン シアン化水素 四アルキル鉛 ホスゲン	二酸化窒素(四酸化二窒素) その他これと同程度以上の毒性を有するもの
	劇物	

3 水又は空気と作用して発火性を有する物質

項目	品名	示名
水又は空気と作用して発火性を有する物質	シラン ジシラン トリシラン ホスフィン	その他これらと同程度以上の発火性を有するもの

別表第2

1 火薬類及びがん具煙火

項目	品名	示名	車両の種類	要件		その他
				積載数量		
火薬類	黒色火薬 無煙火薬 その他火薬類取締法に規定する火薬	カーリット 硝安爆薬 ダイナマイト テトリル トリニトロトルエン トリメチレントリニトロアミン ピクリン酸 その他火薬類取締法に規定する爆薬	普通自動車 及び四輪以上 の小型自動車	10キログラム以下	火薬類取締法その他の関係法令に定める事項を遵守すること。	
				5キログラム以下		
爆薬	工業雷管 電気雷管 信号雷管 導火管付き雷管 銃用雷管 実包 空包 導爆線 制御発破用コード 導火線	がん具煙火	がん具煙火	100個以下	その原料を成す火薬10キログラム又は爆薬5キログラム以下	
				25個以下		
				10,000個以下		
				1,000個以下		
				100メートル以下		
				20メートル以下		
				2,000メートル以下		
				100個以下		

2 高压ガス

項目	品名	車両の種類	要件		その他
			積載数量	容器の内容積	
可燃性ガス及び毒性ガス	亜酸化窒素 アセチレン アノモニア エタン エチレン エチレンオキシド (酸化エチレン) 塩化ビニル 塩化メチル (クロルメチル) 塩素 臭化メチル (ブロムメチル) 水素	普通自動車 及びの小型 自動車	圧縮ガスの容量は、立方メートル以下 600 キリ 液体ガスの容量は、ラムダ以下 600 キリ	120 リットル未満	圧安他含有の水分を除き、水素と水の混合気体の引火点、燃焼速度、燃焼熱、燃焼生成物の毒性等を考慮し、かつ、圧安法に規定する可燃性ガス及び毒性ガスの範囲に属するものとする。
	天然ガス トリメチルアミン 二酸化硫黄 (亜硫酸ガス) ブタジエン メチルエーテル モノメチルアミン 硫化水素 その他高压ガス保安法に規定する可燃性ガス及び毒性ガス				
不活性ガス	アルゴン 空気 窒素 二酸化炭素 ネオン ヘリウム		圧縮ガスの容量は、立方メートル以下 300 キリ 液体ガスの容量は、ラムダ以下 18,000 リットル	圧縮ガスの場合、120 リットル未満 液体ガスの場合、18,000 リットル以下	圧安法に規定する不活性ガスの範囲に属するものとする。

注 圧縮ガスのガス容積は、温度零度、ゲージ圧力零キログラム毎平方センチメートルの状態に換算したときの容積である。

3 毒物又は劇物

項目	品名	車両の種類	要件		その他
			積載数量	容器の内容積	
毒物	フツ化水素 フツ化水素を含有する製剤 無機シアニン化合物を含有する製剤 フエリオン塩及びフエロシアン塩のいづれかを含有する製剤を除く)で液体状態のもの その他毒物及び劇物取締法に規定する毒物であつて液体状態のもの	普通自動車及び四輪以上小型自動車	1,000 キリ未満		及び他含有の水分を除き、毒物の引火点、燃焼速度、燃焼熱、燃焼生成物の毒性等を考慮し、かつ、毒物取締法に規定する毒物の範囲に属するものとする。
劇物	アノモニアを含有する製剤 (アノモニア 10%以下を含有するものを除く。) けいフツ化水素酸 ジメチル硫酸 臭素 ホルマリソンの(ホルムアルデヒド 1%以下を含有するものを除く。) その他毒物及び劇物取締法に規定するものであつて液体状態のもの (次のいずれかを除く。) 1 水酸化トリアルキル錫、その塩類及びこれらは無水物並びにこれらはいずれかを含有する製剤 2 ロタン酢酸エチル及びこれを含有する製剤				

4 消防法別表に掲げるもの

項目	品名	性状等	車両の種類	要件		その他
				積載数量	容器の内容積	
第一類	塩素酸塩類 過塩素酸塩類 無機過酸化塩類 亜硫酸酸塩類 臭素酸塩類 硝酸塩類 よう素酸塩類	項目欄に掲げる性状等 第一類は、物品名及び性状を併記し、性状欄に掲げる性状を示すものとする。	普通自動車及び四輪以上小型自動車	第一種酸化性固 50 キログラム未 満 第二種酸化性固 300 キログラム未 満		その法令で定める事項を遵守すること。

第六類・酸化性液体	過塩素酸 過酸化水素 硝酸 その他のもので危険物の規制に関する政令第一條第四項に定めるもののいずれかを含有するもの	項目欄に掲げる第六類・酸化性液体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第一備考第20号に掲げる性状を示すものとする。	300キログラム未満	
-----------	--	---	------------	--

注1 性状等欄に掲げる性状の二以上を有する物品については、消防法別表第一備考第21号によるものとする。
注2 積載数量の欄に掲げる種別は、危険物の規制に関する政令別表第三備考各号に定める分類をいう。

5 腐食性を有する物質

表 示	車面の種類	要 件
腐食性を有する物質	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	積載数量 200キログラム未満 その他 関係法令に定める事項を遵守すること。
塩化スルフル	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	積載数量 400キログラム未満 その他 関係法令に定める事項を遵守すること。

6 マッチ

表 示	車面の種類	要 件
マッチ	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	積載数量 50キログラム以下 その他 関係法令に定める事項を遵守すること。

注1 別表第二の品名欄に掲げる物質は、別表第一に掲げる物質を含まないものとする。
注2 別表第二の1～4の品名欄に掲げる物質で、1～4の二以上に重複するものは、積載数量の多い方に含まれるものとする。
注3 「車面の種類」は、道路運送車両法第三條に定めるところによる。
注4 別表第二の品名欄に掲げる品名の異なる危険物等を運搬するときの数量は、品名ごとの危険物等の運搬しようとする数量を、それぞれ当該品名で定める積載数量で除し、それらの商を加えた和が1となる数量とする。

○中部地方整備局告示第五十五号
次のように道路の供用を開始するもの。道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和元年十二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十三日

中部地方整備局長 勢田 昌功

路線名 供 用 開 始 の 区 間 図面縦覧場所
三百一十二号 名古屋港区西蟹田一七番から同市港区西蟹田一一一 知国道事務所
番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）
○中部地方整備局告示第五十六号
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和元年十二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十三日 中部地方整備局長 勢田 昌功

(一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 四百七十五号
(三) 道路の区域

区 間 変更前後の幅員延長

岐阜県安八郡神戸町大字西座倉字源場九七六番二から大垣市 一二・二〇〇～四五・四九七・七〇四
後前 一二・二〇〇～五五・五〇三 七・七〇四
ら大垣市松町字堀ノ内八九九番一まで

○中部地方整備局告示第五十七号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八條の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同條第四項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和元年十二月十三日から二週間中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十三日 中部地方整備局長 勢田 昌功

一 道路の種類 一般国道
二 路線名 四百七十五号
三 指定する道路の部分

区 間 敷地の幅員延長

岐阜県安八郡神戸町大字西座倉字源場九七六番二から大垣市 一二・二〇〇～五〇五・二二五 七・七九五
松町字堀ノ内九〇一番一まで

四 指定する期日 令和元年十二月十四日

○中部地方整備局告示第五十八号
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和元年十二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十三日 中部地方整備局長 勢田 昌功

路線名 供 用 開 始 の 区 間 図面縦覧場所
四百七十五号 岐阜県安八郡神戸町大字西座倉字源場九七六番二から大 中部地方整備局及び同局岐
垣市松町字堀ノ内九〇一番一まで（ただし、関係図面に 表示する部分のみ。） 阜国道事務所

供用開始の期日 令和元年十二月十四日十五時